

平成28年(ネ)第5884号 損害賠償請求控訴事件

直送済み

控訴人 唯野 久子 外

被控訴人 ゼネラル・エレクトリック・ジャパン・ホールディング株式会社外

答 弁 書

平成29年8月31日

東京高等裁判所第20民事部 御中

被控訴人代理人

弁 護 士 岡 田 和 樹



弁 護 士 山 川 亜 紀 子



弁 護 士 木 下 昌 彦



弁 護 士 大 田 愛 子



答 弁 の 趣 旨

- 1 控訴人らの控訴を棄却する。
- 2 訴訟費用は、1審、2審を通じて控訴人らの負担とする。
との判決を求める。

控訴理由に対する答弁

はじめに

- 1 控訴人らは、控訴理由書の冒頭において、原判決について、「司法の役割を放棄するかの如く中身の無い薄っぺらなもの」などと論難し、「判断の遺脱がある」などとして、原審への差し戻しを求めている。さらに、「司法の自殺」などと題して、結審の裁判体の構成の変更について、「多くの国民が、本訴訟を速やかに排除するためにされた狙い撃ち人事との疑いをもった」などと述べている。
- 2 しかし、そもそも、東京地裁に訴状が提出されたのは平成26年1月30日で、口頭弁論が終了したのは平成28年3月23日であるから、訴状の提出から結審まで2年以上が経過しているのである。その間、訴状審査に時間を要したものの、第1回口頭弁論期日が開かれたのが平成27年8月28日であり、結審まで合計4回の口頭弁論期日が開かれたのであるから、原告（控訴人）らにおいて、その主張を準備するのに十分すぎる時間があったことは明らかである。したがって、この時点において裁判所が弁論を終結したのは当然のことで、裁判所に何ら責められるべき点はない。
- 3 判決の内容についても、控訴人らは、「中身の無い薄っぺらなもの」などと口を極めて論難するが、以下に述べるとおり、原判決は、不明確で理解が困難な控訴人らの主張を善解しつつ、丁寧に判断を示しており、控訴人らの主張には何ら根拠がない。
- 4 控訴人らの主張のほとんどは、原審における主張と同様に、原発に関する政策論であって、法律論ではない。本件控訴を速やかに棄却するよう求める。

第1 ノー・ニュークス権について

1 一審における控訴人らの主張

(1) 訴状

控訴人らは、訴状で、「われわれはこのような『原子力の恐怖から免れて生き

る権利』(この人権を「ノー・ニュークス権」と呼ぶこととする)を当然に有している」とし(79頁)、「原子力から生ずる放射能被害の恐怖から免れて生きることは、まさに個人の人格に本質的である生命や生活に関する人格権そのものとして、憲法13条及び25条により保障されている」(83頁)とする一方で、「原子力の影響力の甚大さや深刻さからすれば、原子力による汚染の恐怖の存在しない環境の中で生きることは、『良好な環境を享受する権利』である環境権が具体化した一種、すなわち個別的環境権として憲法上保障される。我々は、人格権及び環境権の性格を有する『原子力の恐怖から免れて生きる権利』、すなわち『ノー・ニュークス権』を有するのである。」と主張していた(83～84頁)。

(2) 第2準備書面

次に控訴人らの主張のなかで「ノー・ニュークス権」が登場するのは、第2準備書面である。この書面の第2の冒頭で、「原子力の恐怖から免れて生きる権利(ノー・ニュークス権)は、言葉としては聞きなれない権利であるが、本件原発事故の発生を受け、かかる利益は今や当然に憲法上の保障を受けるべき時代状況となった。『原子力はもうたくさんだ』という思いは、単なる感情でもなければ、主義主張でもなく、権利となったのである。」という(12～13頁)。そして、「原子力に対する恐怖がこれほど深刻なものであり、かつ原子力をコントロールできないことが経験上も技術上も明らかとなっている以上、かかる恐怖から免れて生きてゆきたいという思いは、人格に対する具体的な危険を避けようとする、根拠に基づく合理的かつ切実なものである」(55頁)とする。そのうえで、控訴人らは、原発の運転が、「平和的生存権」、「環境的生存権」、「環境的人格権」などの憲法上の権利を侵害するとする学説を紹介しつつ、「生命権・生存権は人権の中でも最重要である。それゆえそれらの権利を侵害しうる原発事故(または原発の存在そのもの)に対する不安・恐れも保護すべきであり、そのような不安が存在する環境であることは環境権や生命権等の人権の問題が生じていると考えられているものといえる。」としている(60頁)。

そのうえで、控訴人らは、「我々は原子力に対して、生命、身体を含む一切の人格的利益を奪われるという、他に比するものがあるとすれば戦争ぐらいしかあり得ないほどの恐怖心を抱くにいたったのである。また、かかる事態を受けて、多くの学者は原発を人権問題として検討することを始め、司法は原子力被害の具体的な危険に対する恐怖心を保護法益として認めた。これらのことから、原子力の恐怖から免れて生きる利益は、今まさに新しい人権として憲法上の保障を受けべき状態になったといえる。」(72頁)とし、「ノー・ニュークス権が人権として保証(マ)されるべき理由と、その具体的内容について以下に述べる。」として、「平和的生存権」、「反核的正義」、「環境法原則の適用」を述べ、「ノー・ニュークス権の内容」として、「通常人が合理的な理由に基づいて、放射能による生命・身体、財産の侵害が発生する恐れがあると感じる場合、この権利に基づいて、妨害の排除、または予防を請求し得る」と主張している(77頁)。

2 原判決の判断とその正当性

(1) 原判決の判断

以上のとおり、控訴人らの主張は、極めて曖昧模糊としており、「ノー・ニュークス権」が、一体、どのような根拠に基づいて認められ、また、いかなる内容の権利であると主張しているのかすら判然としない。そこで、原判決が、控訴人らの主張について、「原告唯野らの主張するノー・ニュークス権は、要するに、人格権及び環境権として憲法上保障されている人権を原発事故の場面に当てはめた際に、どのような具体的な権利を有していることになるかという点について、原告唯野らの理解及び見解を述べたものである」としたのは、控訴人らの主張を「善解」したものと言うべきである。そのうえで、原判決は、「原子力発電所の運転によって、個人の生命、身体及び健康といった極めて重要な保護法益が現に侵害され、又は、侵害される具体的危険があると認められる場合においては、当該個人がその侵害を排除し、又は、侵害を予防するべく、原子力発電所の運転の差止めを求めることができると解される」としつつ、「それ以上に、原発事故が発生

した場合に、人格権及び環境権として憲法上保障されている人権から、直ちに原告唯野らが主張するような、原子炉を製造した者に対して直接完全な損害賠償を請求する権利が発生するものと解することはできない。」とし、「したがって、原賠法の責任集中制度が、人格権及び環境権として憲法上保障されている人権を、原発事故の場面に当てはめた、原告唯野らの主張するノー・ニュークス権を侵害するものということとはできない。」と判示したのである（26頁）。

(2) 原判決の正当性

以上のとおり、原判決は、曖昧模糊とした控訴人らのノー・ニュークス権の主張を「人格権、環境権を原発事故の場面に当てはめた際の具体的権利についての理解及び見解」と善解したうえで、憲法上保障されている人格権や環境権からは、原発事故が生じた場合に原子炉を製造した者に対して直接完全な損害賠償を求め権利が生じるとは言えないから、責任集中制度がノー・ニュークス権を侵害しているとは言えない、としたのである。つまり、仮に、控訴人らの主張する「ノー・ニュークス権」について、原発事故の場面で「人格権、環境権」と重なる限度で認められたとしても、こうした権利から、原子炉製造者に対する損害賠償を求め権利は導かれないから、原子炉製造者に対する損害賠償責任を免除した責任集中制度が「ノー・ニュークス権」を侵害する余地はないとしたのであって、極めて論理的で、これを論難する余地はない。

3 控訴人らの主張は理由がない

(1) 控訴人らは、原判決の上記判断について、「（人格権と環境権）の違いについて何ら触れることなく、両者を一括りにして、理由もなく原因者に対する損害賠償権を否定することは、裁判所の判断として著しく不見識である。」などと主張する（6頁）。しかし、上記のとおり、控訴人自身が、ノー・ニュークス権を人格権や環境権から導かれる権利であるかの如く主張したからこそ、原判決は上記のように判断したのであるから、控訴人らの主張は、まさに「天に唾する」がごときものである。しかも、原判決は、原発事故があった場合に、人格権や環境権

に基づいて損害賠償を請求する権利を否定しているのではなく（却って、原判決は、「差止めを請求できる」としているのであるから、損害賠償を請求できることを当然の前提としていると考えられる）、人格権や環境権から、「原子炉製造者への直接完全な損害賠償請求権」は導かれえないという当然のことを述べているのであって、控訴人らの主張はまったく理由がない。

(2) さらに、控訴人らは、「原判決は、『原子炉を製造した者』に対する請求権の有無を判断しているが、ノー・ニュークス権は「原子炉を製造した者」ではなく、事故原因者に対する請求権を内容としている。これは致命的な間違いであり、原判決は控訴人らの主張の趣旨をまったく理解していないという点で、重大な誤りがある。」などと主張している。しかし、控訴人らは、原審において、「ノー・ニュークス権は以下のように進化する」として、「被害者は自らに被害を生ぜしめた責任主体に対し、その賠償を求めることができる。」とし（第2準備書面77頁）；「本件免責条項を含む責任集中制度は、ノー・ニュークス権を侵害しており、違憲無効である。」と主張しているのである（80頁）。控訴人らの主張からして、「原子炉を製造した者」が控訴人らがいう「事故原因者」に含まれることは明らかであり、原判決が、「ノー・ニュークス権から、原子炉製造者に対する直接完全賠償請求権は導かれえない」としたのは、当然のことである。これについて、「控訴人らの主張の趣旨を理解していない」などというのは、控訴人らが自らの主張の意味すら正しく理解していないことを示すものと言わざるを得ない。

(3) そもそも、原判決を「控訴人らの主張の趣旨をまったく理解していない」とする控訴理由書においてすら、控訴人らは、「ノー・ニュークス権」について、「原子力による生命・身体に対する侵害から免れたい、原子力の被害のない安心・安全な生活を送りたいという思いは、身体的人格権に直結した精神的人格権であるといえ、当然憲法上の保護に値する」とか、「原子力のない良好な環境を享受する権利であることから、ノー・ニュークス権は環境権を具体化した権利であると

もいえる。」などと、ノー・ニュークス権を人格権、環境権に由来する権利として主張しているのであって、原判決が控訴人らの主張を正しく理解していることは明らかである。

いずれにせよ、これまでも述べたとおり、原賠法の責任集中制度は、原子力損害の賠償に関する制度であって、原賠法は、原発稼働の根拠となる法律ではないのだから、同法が、「原子力による生命・身体に対する侵害から免れたい、原子力の被害のない安心・安全な生活を送りたいという思い」や、「原子力のない良好な環境を享受する権利」を、（仮にそれらが憲法上保護に値する権利と認められたとしても）侵害するわけがない。

第2 その他の権利

1 財産権の侵害はない

(1) 29条2項の主張について

控訴人らは、「控訴人らは、29条1項ではなく、むしろ同条2項の違反を中心に主張している。」(36頁)などとし、「再審事由にあたる」(37頁)とまで主張している。しかし、そもそも、控訴人らは、訴状の「第7章」で、「財産権(憲法29条)侵害」として、「責任集中制度は、憲法29条1項に反して無効である。」(84頁)とし、明確に「憲法29条1項違反」を主張していたのであり、また、第1準備書面(7頁)においても、第2準備書面(84頁)においても、「原賠法は財産権を侵害する」と主張しているのであって、控訴人らのかかる主張は、その前提において誤っている。

(2) 財産権の制限はない

違憲審査の一般的枠組は、大きく2段階に分かれ、第1段階において、人権の制限が存在するかどうかを確認し、人権制限が確認された場合、第2段階として、その制限が公共の福祉の範囲内のものとして正当化されるかどうかを判断する(乙1・1頁)。被控訴人が主張してきたとおり、原賠法の責任集中制度の下で

は、原子力損害については、原子力事業者が、無過失で、無限責任を負う（原賠法3条）。そして、原子力事業者は、賠償資力を確保するために、原子力損害を賠償するための措置（損害賠償措置）を講じることが義務づけられている（原賠法6条）。さらに、原子力事業者が損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額を超え、被害者の保護のために必要な場合には、政府が、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行うこととされ（原賠法16条1項）、実際、政府は、東京電力に対し、巨額の資金を提供している。原賠法が定めるこうした責任集中制度により、被害者の損害は全て賠償されるのである。したがって、原賠法により原告らの財産権が制限されていないことは明白である（乙1・6頁参照）。この点は、原判決も認めるとおりであり、人権の制限がない以上、「その制限が公共の福祉の範囲内のものとして正当化されるかどうか」を判断する必要がないのは当然である。

(3) 控訴人らの主張は理由がない

ア 控訴人らは、原賠法の責任集中制度の下では、原子力損害については、原子力事業者のみが責任を負い、被害者が原子力事業者以外の者に対して損害賠償請求をできないことをもって、「財産権の制限」があると主張するようである。しかし、原判決が述べるとおり、損害を被った者がその損害の賠償を受けるために、誰にどの範囲で請求権を行使できるものとするかは、その被害の回復を合理的理由なく実質的に制限するようなものでないかぎり、原則として立法の裁量である。そして、前記のとおり、原賠法が定める責任集中制度により、被害者の損害は全て賠償されるのであるから、「財産権の制限」がないことは明らかである。

イ 控訴人らは、「民法の基本原則を修正し、財産権の内容を制限する立法に対しては、目的の正当性と規制手段が目的を達成するための手段としての必要性・合理性を有していることが必要」（38頁）とか、「民法の大原則である過失責任主義を修正する立法が、必要性・合理性を有するか否かについては、慎重に検討する必要があり、違憲審査にあたっては、目的と手段の点から『公共の福祉』に

適合するものであるかを厳しく審査する必要がある」（39頁）などと太字で主張している。しかし、上記のとおり、原賠法は、「財産権を制限」しないのだから、「制限」が公共の福祉の範囲内のものとして正当化できるかを「目的審査」と「手段審査」の枠組みで判断する必要がない（そもそも判断の前提を欠く）のは明らかである。

2 平等権の侵害はない

(1) 控訴人らは、「他の製造物に起因する事故の被害者が原因となったメーカーに製造物責任、過失責任を問うことができるにもかかわらず、原発事故の被害者にのみ原因者に責任を問う道を閉ざすものである。」などとして、平等権の侵害であると主張する（47頁）。

(2) しかし、そもそも、「差別」とは、同じ状況にある者を異なって扱うことであるところ、原発事故の被害者と他の事故の被害者では、事故の内容や性質が異なるから、同じ状況にあるとは言えない。どのような事故についてどのような救済方法を設けるかは、国の立法政策の問題であって、法律が異なる救済方法を定めたからといって、そのことが「差別」にあたるわけではない（たとえば、船舶油濁損害賠償法の下では、タンカーから流出した油による汚染により損害が生じた場合、タンカーの所有者が責任を負い、油の流出がタンカーの修繕業者などの過失によって生じた場合であっても、修繕業者らは責任を負わない）。したがって、原賠法が原子力損害の被害者について、他の事故の被害者と異なる救済方法を定めたからといって、それが平等権を侵害したことにならないことは明らかである（乙1・6～7頁参照）。

3 裁判を受ける権利の侵害はない

(1) 控訴人らは、「原賠法は控訴人らのノー・ニュークス権、財産権および平等権を侵害するものであって、違憲無効であり、そのような法律に基づいて、原発事故の被害者である控訴人らが裁判所に損害の救済を認められないのであるから、控訴人らは裁判を受ける権利を侵害されている。」と主張している（48頁）。しか

し、法律によって損害賠償責任が免除されている者に対して損害賠償を求めても棄却されるのは当然のことであって、それが、「裁判を受ける権利」の侵害になるわけがない。控訴人らの主張は、「敗訴したのは、裁判を受ける権利の侵害だ」と言っているに等しい荒唐無稽な議論である。

(2) また、控訴人は、「本件原発事故についてPL法または民法上の法的責任を負うべき事情があったか否かを司法に問うているのであり、この点についての審理が一切なされないとすると、裁判を受けたとは到底言えない」などと主張している(48頁)。しかし、法律上損害賠償責任を負わないとされている者を被告として損害賠償を求めても、実質的な審理を経ずに請求が棄却されるのは当然のことであって、「裁判を受ける権利」の問題でないことは明らかである。

第3 「責任集中制度の違憲性」について

1 控訴人らの主張

控訴人らは、「責任集中制度の違憲性」と題して、原判決が、「違憲審査権という自らの重要な職責を放棄した」とか(48頁)、「適用違憲については一切言及しなかった」などと原判決を論難し、さらに、「原判決は、原賠法の立法事実について全く検討していない」(49頁)と述べたうえで、原子力産業に対する諸外国の政策の変化などと長々と論じている(50頁以下)。しかし、そもそも、違憲を主張する控訴人らの主張については、裁判所がこれを検討して判断を示しているのであるから、裁判所が控訴人らの主張を認めなかったからといって、「違憲審査権という職責を放棄した」などと非難することが許されないことは明らかである。また、控訴人らが主張する「立法事実」と称する事実は、原賠法の合憲性とは何の関わりもないことは明らかであって、原判決が控訴人のこうした主張を取り上げなかったのは当然のことである。

2 適用違憲の主張は理由がない

(1) 控訴人らの主張

控訴人らは、「仮に責任集中制度が法令違憲とまでは言えないとしても、合憲限定解釈をすべきだとし、①原発メーカーに重過失が認められること、②原発事故による被害の規模が、原賠法の想定を大きく上回ること、という要件をいずれも満たす場合には適用違憲となると主張した」とし、「少なくとも責任集中制度が財産権を制約するものであることと認めているのであるから、法令違憲とまでは言えないとしても、適用違憲が認められるか否かについて審理し、判断を示す必要があった。しかも、世界ではじめて賠償措置額をはるかに超える損害を発生させた本件原発事故は、まさにその適用において財産権を侵害し、違憲と判断されるべき事案である」（49頁）と主張している。

(2) 違憲とされる余地はない

しかし、原発については、その性質上、事故が発生した場合には、被害が甚大になり、通常の民法の損害賠償の枠組みでは被害の賠償が全うできない場合も想定される。そのために、責任集中制度という特別の被害者救済の制度が国際的に確立されているのである。本件事故のように被害が甚大な場合にこそ、責任集中制度の意義があるのであって、本件事故が原賠法の想定範囲内であることは明らかである。控訴人らの主張を前提とすれば、被害額の小さい原発事故の場合は、被害者は、（損害賠償措置及び国の「必要な援助」により）賠償資力が確保された原子力事業者は無過失・無限責任を問えるのに対して、原発事故によって甚大な被害が生じた場合には、被害者は、事故の原因と損害を賠償すべき責任を有する者を明らかにしなければならないことになる。さらに、それができたとしても、責任を有するとされた主体は保険もかけておらず（かけられず）、国の援助も得られないのであるから、被害が甚大であればあるほど、「加害者」は賠償資力に欠け、被害者は「泣き寝入り」を余儀なくされることになる。こうした結論は明らかに不合理で、原賠法が「本件に適用する限りで違憲無効となる」余地がないことは明らかである（乙1・8頁参照）。

第4 「権利の濫用」について

- 1 控訴人らは、「原発メーカーとしてこれまで原発の製造販売によって利益を得てきた被告らが、本訴訟において原賠法の責任集中制度に基づく免責を受ける権利を放棄もせずこれを漫然と享受し、同制度に基づく免責を裁判所に求める態度は、権利の行使そのものである」とか、「免責条項の主張は広義における抗弁権の提出であり、権利の行使である」などと主張する（66頁）。
- 2 しかし、被控訴人は、法律により損害賠償責任を負わないとされているのであって、仮に、被控訴人が訴訟手続に参加せず、何らの主張をしなかったとしても、控訴人らの請求が認められる余地はないのである。したがって、被控訴人が、訴訟で請求の棄却を求め、法律上の根拠を主張することが「権利の濫用」にあたる余地がないことは多言を要しない。

第5 「原発メーカーの責任」について

1 時機に後れた攻撃防御方法

控訴人らは、控訴理由書の第5で「原発メーカーの責任」と題して、「被控訴人ら原発メーカーは、原賠法が定める責任集中制度によって、実質的には免責とはなるわけではない。」などとして、縷々主張を展開している（66頁以下）。これは、原審では主張されておらず、新たな主張と考えられる。しかし、こうした主張は、民事訴訟法157条の時機に後れた攻撃防御方法の提出であるから、却下されるべきである。

2 意味不明な主張

控訴人らは、「責任集中制度は、事業者間の内部関係上の規律であり、原子力事業者を中心に、それに携わる事業者との関係においてのみ拘束力を有する」（69頁）という。そして、「責任集中によっても被害者から原発メーカー等への損害賠償請求の道は断たれていない」と主張する（同前）。原賠法の規定からすると極めて不可解な主張であるが、控訴人らは、「なぜなら」として、「原賠法の目的は被

害者保護にあり、責任集中制度もまた、被害者から見て賠償責任を負う者を容易に特定できるようにするためである。決して、加害者である原子力事業を保護し、その延長線上に真の責任者、すなわち原発メーカー等の原子力関連事業を免責とするために、責任集中制度が設定されているわけではない。責任集中制度の名によって、事業関係者が保護され、被害者保護のための請求権が否定されるなど言うことを原賠法は想定していない」などと主張する（69頁）。まったくもって、驚くべき主張である。確かに、原賠法は、「被害者の保護」のために、事業者の無過失責任を定め、賠償責任を負う者を容易に特定できるようにしている。しかし、原賠法は、同時に、「原子力事業の健全な発展に資すること」もその目的としており、そのために、原子力損害の賠償責任は原子力事業者のみが負い、その他の関連事業者は、賠償責任を負わないこととしているのである。控訴人らが「原子力事業の健全な発展に資すること」を「不当」と考えるのは勝手であるが、現に法律に、「目的」として明記されていることを無視し、「責任を負わない」という法律の明文規定を無視して、「被害者から原発メーカー等への損害賠償請求の道は断たれていない」など主張してみても、何の意味もない。そもそも、控訴人らは、「責任集中制度は、事業者間の内部関係上の規律であり、原子力事業者を中心に、それに携わる事業者との関係においてのみ拘束力を有する」という趣旨の主張を繰り返している（69、71頁など）が、一体、如何なる根拠があつて、法律の明文を無視して、かかる主張ができるのか、およそ理解し難い。原賠法は、事業者間だけでなく、原子力損害が生じた場合に責任を負うべきものや責任の果たし方などを規定しているのであつて、それを「事業者間の内部関係上の規律である」などという控訴人らの主張には、何の法律的根拠もない。

3 約款や国家賠償責任は無関係

控訴人らは、原賠法に基づく保険の約款に言及しているが、だからといって、「賠償する責に任じない」とする原賠法の規定が無視される根拠になるはずがない。さらに、控訴人らは、本件原発事故について国家賠償責任が免責されていないことに

も言及しているが、国が、何らかの理由で国家賠償責任を負う可能性があることと、原賠法により損害賠償責任を負わないとされている被控訴人の責任と如何なる関係があるのかもまったく不明である。

4 無過失責任主義と過失責任主義の主張も意味不明

さらに、控訴人らは、「無過失責任主義—被害者の保護に関し、過失責任主義を排除しない—」などと題して、「無過失責任主義における過失責任の追及、無限責任主義のもとでの各事業者間の損害賠償責任追及は、被害者保護にとって不可避である」などと主張している（77頁）。通常人には、およそ理解し難い論旨である。控訴人ら代理人が、法廷の外でこうした感情論や政策論（とも言えないが）を喧伝するのは勝手であるが、裁判所の手続においては、相手方や裁判所が理解できる言語で主張するべきである。

第6 債権者代位権について

1 「無資力要件」について

控訴人らは、債権者代位権の行使については、「保全の必要性として債務者の無資力は必ずしも要求されない場合があり、本件もまたそのような場合に該当する。」と主張する（80頁）。そして、本件において、代位を認めるべき「正当化事情」として、「東京電力の賠償金に充てられる原資は、可能な限り、国からの援助に依拠しないことが望ましい。本件原発事故に責任を負う主体が、東京電力のほかにも存在するのであれば、なおのことそうである。」と主張している（83頁）。「債権を保全するため」という要件が「無資力」を意味することは長く判例・通説とされるところである。これについて、いかなる解釈を取るとしても、「債権を保全するため」という要件がある以上、「第三者に対する権利の行使を認めなければ控訴人らの権利を保全できないこと」が必要であることに疑問の余地はない。そうしてみると、原子力賠償・廃炉支援機構が、これまで東京電力に対し、総額で9兆円を超える資金を援助し、今後も、必要に応じて資金を援助している現状を前提とすれば、東

京電力について、「債権を保全するため」という要件を満たす余地がないことは明らかである。まして、控訴人らが請求している37万6700円の請求権が、被控訴人に対する権利の行使を認めなければ保全されないなどという主張は荒唐無稽というほかなく、控訴人らの「債権を保全」する必要性については、何ら立証がなされていない。

2 「無資力要件の充足」について

控訴人らは、「仮に債権者代位権の行使に際して債務者の「無資力」が要件とされるとしても、負債が資産を上回る蓋然性が現実であり、債権者が「債権の満足を得られなくなる危険」にさらされているのであれば、当該要件は満たされると考えるべきである。」(87頁)とし、「東京電力に対する支援機構による支援の現状、支援の仕組み、増え続ける賠償額、除染・廃炉費用、将来原発事故が起こる蓋然性とその対応といった事情を考慮すれば、国が東京電力に対する支援を拒絶することは、現実的に想定し得る。」と主張する。しかし、上記のとおり、東京電力に対する資金を援助している原子力賠償・廃炉支援機構は、これまで東京電力に対し、総額で9兆円を超える資金を援助し、今後も、必要に応じて資金を援助しているのである。したがって、現時点において、東京電力について、「債権の満足を得られなくなる危険」などないことは明らかである。そのことは、事実として、控訴人らを除けば、重大な損害を被った者を含め、被害者の誰一人として、東電の債権を代位行使している者がいないことからしても明らかである。まして、控訴人らが請求している37万6700円という金額との関係では、控訴人らの主張が認められる余地がないことは明らかである。

以上